つる産業まつり 2025 出店要領

1. 「つる産業まつり 2025」について

(1)目的

「創ります!しごととくらしの充実したまち」をテーマに、商店・農業・観光など の産業全般の活性化を図る。

(2) 開催日時

令和7年10月26日(日)午前10時~午後2時

(3) 会場

谷村第一小学校校庭(都留市上谷1-1-2)

(4) 主催

都留市商工会、JA クレイン、都留市観光協会(事務局)、都留市

(5) 協力団体

都留市商店連合会、都留飲食店組合、㈱都留市観光振興公社、つるポイントカード店会、お茶壺道中実行委員会

- (6) 内容(予定)
 - ① 商業まつり(都留市商工会、都留市商店連合会、つるポイントカード店会)
 - ② 農業まつり(JA クレイン)
 - ③ 屋台・地場産業コーナー(都留飲食店組合、都留市観光協会、㈱都留市観光振興 公社)
 - ④ 伝統芸能 お茶壺道中行列(お茶壺道中実行委員会)
 - ⑤ ステージイベント(都留市観光協会、お茶壺道中実行委員会)

2. 出店の申込み

(1) 申込期限

10月6日(月)17時までに、所属団体を通して事務局までお申込みください。 会場の都合上、出店数の上限は概ね60店舗となります。申込み多数の場合は、都 留市内の出店者を優先し、主催者において抽選を行い、決定します。

テントの配置および出店テントの小間割は、主催者において決定します。

(2) 申込方法

郵送、メール、ファックス、事務局窓口へ持参のいずれかの方法で申込みください。

<申込先>

都留市観光協会事務局

住所: 〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1(都留市産業課内)

TEL: 0554-43-1111 FAX: 0554-43-5049 Mail: kankou@city.tsuru.lg.jp

(3) 提出書類

申込みを希望する方は、次の書類を提出してください。

●出店申込書

様式1

●出店従事者一覧表 様式2

●顔写真付き身分証明書(運転免許証等)のコピー(代表者および従事者全員分)

●店舗(テント/キッチンカー)平面図 様式3

●販売商品一覧表 ※販売を行う者のみ 様式4

●提供食品の概要書 ※食品を提供する者のみ 様式5

●暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書 様式6

●営業許可を受けていることを証明できる書類の写し ※食品を提供する者のみ

●車検証のコピー ※キッチンカー等の車両で出店する者のみ

3. 出店料等について

(1) 出店料

出店料は、所属団体にご確認ください。どの団体にも所属していない場合は都留市 観光協会事務局までお問い合わせください。

(2) 借上料

テントなどの備品類の借上料は、所属団体にご確認ください。どの団体にも所属していない場合は都留市観光協会事務局までお問い合わせください。

4. 出店に伴う官公署への許認可

(1) 警察署

出店者は、様式2に記入した代表者および従事者全員分の顔写真付き身分証明書(運転免許証等)のコピー、様式6の暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書をご提出ください。事務局でとりまとめ後、警察署に提出いたします。

(2) 保健所

試飲・試食や食品の提供などを行う場合は、提出書類の様式5、営業許可を受けていることを証明できる書類の写しをご提出ください。事務局でとりまとめ後、保健所に提出いたします。また、下記指導指針に沿って、保健所より指導を受ける場合もございますのでご了承ください。

山梨県「イベント等における食品取扱いの指導指針」参照

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento_shishin.pdf

(3) 消防署

火器・発電機等を使用する方は、当日、イベント開始時間に消防署の立会検査 が入りますので、必ず消火器のご用意をお願いいたします。

5. 食品の提供

試飲・試食や食品を提供などを行う場合は、次の事項を必ず遵守してください。

- (1) 出店場所の衛生に留意し、周囲の汚れを防止してください。
- (2) ゴミ袋を持参し、会場で出たごみを持ち帰ってください。
- (3) 排水溝に油類、固形物、残飯等を絶対に流さないでください。
- (4) 爪楊枝は使用禁止とします。(校庭に落ちた場合、拾い集めることが困難なため)
- (5) ガラス瓶の飲料(ラムネ等)は販売禁止とします。(ガラス瓶の破損等によりガラ

スが散乱し、校庭の使用に支障が生じる危険性があるため)

(6) 食中毒予防の為、食品の保管には十分に注意して下さい。

下記山梨県の指導指針をよく理解し、美味しく食べられる状態での提供をお願いいたします。

山梨県「イベント等における食品取扱いの指導指針」参照

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/8003/ibento_shishin.pdf

(7) 酒類について

「会場にてコップに注ぐ」行為は、酒類販売免許不要となります。 提供方法によって扱いが異なりますので、ご注意ください。

《ケース別の判断》

ビール	①ビールサーバーからの提供→○(免許不要)
	②瓶等容器入りのものを蓋を開けずに持ち帰れる
	状態で販売→×(免許要)
缶チューハイ	①缶の蓋を開けて販売→○
	②缶からコップに注いで販売→○
	③蓋を開けずに持ち帰れる状態で販売→×(免許要)
カクテル、水	①コップに注いで作って販売→○
割り等	②瓶等容器入りのものを蓋を開けずに持ち帰れる
	状態で販売→×(免許要)
容器入り酒類	瓶や缶などの容器に入った酒類
	①蓋を開けてコップ等に注ぎ、氷と混ぜるなど調理
	工程を行ってから販売→○
	② 蓋を開けずに持ち帰れる状態で販売→×(免許要)

6. 火器・発電機等の使用

会場内では、火器、電気を使用することができますが、コンロや発電機、電源の貸出 は行っておりませんので、各自で持込をお願いします。

また、火器・発電機等を使用する出店者につきましては、各自で消火器(小型のものも可)をご用意ください。また、火器・発電機等を使用する際は、以下の点にお気を付け下さい。出店当日には、消防署の検査が入ります。

- (1) 火器は、引火性のある物品から 15 cm以上離して設置し、常に周囲の整理を心掛けてください。
- (2) 地震等により、安易に転倒しないように設置してください。
- (3) ガスコンロのホースは、適切な長さで使用し、接続部分をホースバンド等で締め 付けてください。
- (4) ガスボンベの転倒がないよう、必ず固定してください。
- (5) コンロ等をテーブル等の上に置く場合は、防炎クロスやアルミホイル等を敷いて 延焼しないよう配慮してください。
- (6) 消火器は、火気のそばから離して設置し、安全に使えるよう注意してください。

- (7) 発電機は、排気ガスが発生するため、風通しの良い場所に配置してください。
- (8) 発電機は、建物の壁や設備などから 1m 以上離し、平らで安定した場所に配置して ください。
- (9) 発電機の燃料補給時は、必ずエンジンを停止して、火の気のない場所で行ってく ださい。
- (10) 発電機の周囲に燃えやすいものや囲い、箱などを置かないようにしてください。
- (11) 発電機1口から複数の電源をとる「タコ足配線」は火災の原因となります。原則、 1口から1本のみ電源をとるようにしてください。

7. 賠償責任保険について

主催者の責に起因する事故等の発生に備えた賠償責任保険への加入については、実行 委員会において対応しますが、出店者の責に起因する事故、食中毒等の発生に備えた損 害賠償保険等への加入については、出店者において対応してください。

8. 駐車場について

出店決定後、駐車場の手配を希望された出店者の方には駐車券を配布(上限2枚)しますので、決められた駐車場に奥から詰めて駐車してください。なお、駐車の際は駐車券を車両のダッシュボードに外から見えるように置いてください。

決められた場所以外への駐車は、やめてください。

9. 搬入・搬出

(1) 搬入時間

午前8時~午前9時30分

※ 午前9時45分までに車両の移動を完了してください。

(2) 搬出時間

午後2時~(出店終了後)

※ 準備していた商品等が早期に終了した場合などは、当日スタッフにご相談く ださい。

10. ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。また、販売終了後には、 出店場所周辺のゴミ拾いを行い、校庭内の清掃にご協力ください。

11. 法令の遵守

出店にあたっては、適用される法律等を必ず遵守して下さい。法律等を守らない場合は、出店をご遠慮いただきます。

(適用法律)食品衛生法・酒税法・不当景品類及び不当表示防止法・不正競争防止法・医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 など

12. その他

(1) 学校施設の保護

会場は、谷村第一小学校児童が学校生活で使用しているものをお借りしています。 イベント後の学校運営に支障がないよう、大切に扱ってください。

(2) 歩き売りの禁止

商品をテントから持ち出して巡回しながらの販売は、来場のお客様および他の店舗の迷惑になりますので、行わないでください。

(3) 喫煙の禁止

小学校敷地内は全面禁煙です。会場内での喫煙は一切禁止します。

(4) 荒天時の中止の場合

台風など、あらかじめ荒天が想定される場合は、<u>10月24日(金)16時</u>に開催の可否について判断し、代表者に連絡いたします。

当日:10月26日(日)の朝に降雨の場合は、朝6時に開催の可否について判断し、決定次第、代表者に連絡いたします。

ご不明な点がありましたら、事務局までお問合せください。

〈問い合わせ先〉

都留市観光協会事務局

住所: 〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1(都留市役所産業課内)

TEL: 0554-43-1111 FAX: 0554-43-5049

Mail: kankou@city.tsuru.lg.jp